

2022年(令和4年)度 教育文化助成金 募集要項

1. 趣 旨

青少年の健全な育成を目的とした、教育・文化の発展・向上に寄与すると認められる研究・活動等に対し助成し、本県教育の一層の充実に寄与します。

2. 募集対象

沖縄県内の学校（幼稚園・認定こども園含む）

- ① 応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び成果報告を行うことを条件とします。
- ② 2022（令和4）年度（2022年4月1日から2023年3月31日）1年間で完了する研究・活動等とします。
- ③ 日教弘沖縄支部学校研究助成金と重複申請した場合、選考対象外とします。
但し、へき地学校教育支援事業との重複申請は可とします。

3. 対象研究・活動

- ① 青少年の健全な育成を目的とした地域の教育文化の発展に重要な役割を果たし、かつ特色ある研究・活動及び継続的な研究・活動

【対象外】

- ① 営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの

4. 募集期間 2022年(令和4年)年4月1日(金)～

2022年(令和4年)年6月30日(木)まで

(1) スケジュール

2022年(令和4年) 7月上旬	選考
7月中旬	採否の結果を通知
7月下旬～12月	研究助成金の交付
2023年(令和5年) 3月31日	成果報告提出締切

※ 申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。

※ 助成が決定した事業については、文化活動・講演会等の進捗を確認することがあります。

5. 助成金額

1校あたり10万円以内とします。ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

- (1) 応募する申請者本人の人件費及び謝金（共同者も含む）
- (2) 汎用性のある3万円以上の備品・機器（例：パソコン、OAソフト<Word, Excel等>、コピー機、タブレット端末）等の購入費

※但し、研究に必要とされる備品・機器を購入する場合は、「使用目的」「使用方法」ならびに「効果」を申請書の4.の欄に述べ、5.の欄に購入予定金額を記載する。また、別途見積書(金額(税込)、購入先等)を添付する。

- (3) 組織等の一般管理費（例：懇親会等の飲食費）等
- (4) 学校職員の海外旅費。（ただし、国内旅費は助成額の 30%までとします。講師の旅費は全額対象内）
- (5) その他研究に直接関係がない講習会費、物品等

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金して頂くことがあります。

6. 応募方法

① 申請書作成・提出

- ア 当支部ホームページ (<https://www.nikkyoko-okinawa.jp>) を開き、「教育文化事業助成金 申請書」をダウンロードしてください。
- イ 申請書に必要事項を入力してください。（手書きは不可）
- ウ 郵送または持参にて印刷の上捺印したものを提出してください。

② 附属資料の提出

- ア 参考資料を添付する場合は、A4 版 3 枚以内とします。上記と同様に提出してください。

- ③ 提出先 〒900-0014 那覇市松尾 1-7-12
公益財団法人日本教育公務員弘済会沖縄支部

- ④ 締 切 2022 年(令和 4 年) 年 6 月 30 日 (木) 【消印有効】

〈個人情報の取り扱いについて〉

- ・ 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・ 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象の学校及び助成対象活動と助成金額や贈呈式の模様を、ホームページ、広報誌等で公表します。

7. 選考

(1) 選考方法

- ① 日教弘沖縄支部教育振興事業選考委員会の選考後、沖縄支部幹事会の議を経て支部長が対象校を決定します。
- ② 助成の採否を文書で各申請校に連絡します。なお、採否の理由について非公開とします。

(2) 選考基準

- ① 事業の公益性・社会性 申請事業が、十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- ② 事業の適正性 申請事業が、助成の趣旨と合致しているか。事業予算の設定が過大なものではないか。
- ③ 事業の必要性 課題、ニーズを的確に把握しているか。
- ④ 事業の実現性 申請事業の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

8. 助成対象校の義務等

助成対象校は、申請書の内容に従って助成金を使用します。また、使用する際には必ず領収書（宛名は学校名、コピー可）を取り、助成事業等の終了後に経過・結果等に関する報告（成果報告書）と併せて提出してください。

なお、提出された報告書・資料等は、当支部が公表できるものとします。

9. その他注意事項

(1) 提出された書類等は返却しません。

(2) 万一、故意の虚偽記載、同一事業等による重複申請、あるいは事業内容等の問題が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受けつけられません。

(3) 助成対象校が文化活動等により助成事業の成果を発表する場合には、助成金の交付を受けて行った事業の成果であることを必ず記載してください。

また、研究機関のホームページや広報誌において活動等の成果を発表する場合も、その成果が公益財団法人日本教育公務員弘済会沖縄支部からの助成を受けて行った事業の成果であることを表示してください。

10. 問い合わせ先

公益財団法人日本教育公務員弘済会沖縄支部

〒900-0014 那覇市松尾 1-7-12

TEL : 098-867-1765 FAX : 098-869-3544

E-MAIL : okinawa@nikkyoko.or.jp

U R L : <https://www.nikkyoko-okinawa.jp>